

○最低制限価格の設定に係る運用基準

平成17年4月1日訓令第12号

(趣旨)

第1条 東かがわ市契約規則（平成15年東かがわ市規則第35号）第16条第2項の規定に基づく最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格設定の範囲)

第2条 最低制限価格を設定することができる工事の範囲は、原則として競争入札の対象となる工事のうち、構造物の形成を主体としたものとする。

(最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合算額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、契約ごとの10分の7.5から10分の9.2の範囲内で、適宜な割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。

(入札の制限)

第4条 最低制限価格を設けた入札については、最低制限価格未満で入札をした者は、原則として再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札執行前に入札条項として入札参加者に周知するものとする。

(最低制限価格設定の取扱い)

第5条 最低制限価格及びその算定については、入札参加者等に絶対に漏洩することのないようにその取扱いは厳重にしなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。
- 2 第2条の予定価格については、当分の間、設計金額にて運用できるものとする。

附 則（平成21年4月13日訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月13日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成22年4月19日訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成23年6月1日訓令第10号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成26年4月16日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月16日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成28年3月1日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成30年3月15日訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（令和2年3月12日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日訓令第5号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。